

令和 7 年等局地激甚災害及び適用措置（農水省関係）

局地激甚災害	都道府 県名	郡名	市町村名	適用 措 置
				5 条
令和元年12月2日から令和7年1月31日までの間の 地滑りによる災害	三重県	度会郡	度会町	○
令和5年4月11日から令和7年2月28日までの間の 地滑りによる災害	徳島県		美馬市	○
令和6年12月16日から令和7年5月15日までの間の 地滑りによる災害	福井県	大飯郡	高浜町	○
令和7年7月9日から同月12日までの間の豪雨による 災害	長野県	木曽郡	南木曽町	○
	岐阜県	加茂郡	東白川村	○
令和7年7月13日から同月18日までの間の豪雨による 災害	山梨県	南巨摩郡	身延町	○
	高知県	土佐郡	大川村	○
	長崎県		対馬市	○
令和7年10月8日から同月13日までの間の暴風雨による 災害	東京都		八丈町	○

※ 上記の並び順については、今回の政令における指定順としている。

※ 表中の適用措置は、激甚災害法に基づく次の措置である。

・法第5条：農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置